

青葉区公告第 109 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 20 日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	中野 光治 ほか4名 別紙一覧のとおり
送達する 書 類 名	横浜市国民健康保険料等還付通知書等（令和8年6月送付分）	
	横浜市国民健康保険料等還付通知書等（令和8年7月送付分）	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

公示送達 別紙

送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
国民健康保険料等還付通知書等 令和8年6月送付分	中野 光治
国民健康保険料等還付通知書等 令和8年7月送付分	林 由希子
	SUN YING
	渡邊 孝志
	青木 美智子